

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、次の経営理念に基き、企業の社会的責任を果たしてまいります。

1. 最適・最良のソリューションを提供し、世界に広がるお客さまと社会の発展に貢献する。

2. 自由闊達な明るい企業風土のもと、健全で成長性豊かなグローバル経営に徹する。

当社は、監査役会設置会社です。社外取締役4名を含む9名の取締役会、および社外監査役3名を含む4名の監査役会体制を整備して企業統治体制の充実を図っています。取締役会は、独立社外取締役が3分の1以上を占め、多様性にも考慮した構成としています。また、取締役会の機能を補完するために、経営陣候補者の指名・選解任や報酬に関して審議する「諮問委員会」を設置しています。監査役は、監査役室と共に監査本部、会計監査人との連携をより一層強化し、監査業務の深化と効率化を進めています。

業務執行上の意思決定の一層の迅速化を図るため執行役員制度を導入しています。加えて、監査機能を強化するため、監査役員制度を採用しています。

代表取締役社長(CEO)は各事業部門、コーポレート部門を指揮するとともに、直轄の委員会で当社グループ全体の共通課題の把握・解決に取り組んでいます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、2018年6月1日改訂後のコーポレートガバナンス・コードの各原則をすべて実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社グループは、グローバル企業としてさらに発展していくためにも、コーポレートガバナンス・コードの精神を活かしていくことが大切だと考えています。コーポレート・ガバナンスの充実に向けた指標として「ダイフク コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、開示しています。コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示については、本ガイドラインをご参照ください。

「ダイフク コーポレートガバナンス・ガイドライン」は以下のURLで開示しています。

(日本語) <https://www.daifuku.com/jp/ir/policy/governance/guideline/>

(英語) <https://www.daifuku.com/ir/policy/governance/guideline/>

なお、原則1 4政策保有株式の保有の適否検証および補充原則4-11-3取締役会の実効性評価の結果概要は以下のとおりです。

【原則1 4 政策保有株式】

2021年4月27日の取締役会において、2020年度末に保有する株式の保有の適否検証を行いました。

2020年度は6銘柄の株式を売却しました。また、一部銘柄については、株価等を見ながら機動的に売却判断していく予定です。

詳細は、2021年6月28日提出の有価証券報告書をご参照ください。弊社ウェブサイトでもご覧いただけます。

<https://www.daifuku.com/jp/ir/library/statements/>

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価】

2021年3月に6回目となる取締役・監査役へのアンケート調査を実施しました。外部機関に直接回答する方法を採用することで匿名性を確保いたしました。外部機関を活用し、より率直な意見の収集に努めるとともに、他社比較の観点を取り入れて分析しました。その結果を踏まえて、2021年4月27日の取締役会において議論を行いました。

詳細は、2021年6月28日提出の有価証券報告書をご参照ください。弊社ウェブサイトでもご覧いただけます。

<https://www.daifuku.com/jp/ir/library/statements/>

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

2021年4月よりスタートした新3カ年中期経営計画「Value Transformation 2023」を策定・公表しました。2021年3月までを期限とする前中期経営計画が目標未達に終わったため、その原因等を分析して次期以降の計画に反映させたいと、株主・投資家に課題等の説明を行っています。

「Value Transformation 2023」の詳細は、弊社ウェブサイトでご覧いただけます。

<https://www.daifuku.com/jp/ir/policy/plan/>

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	9,565,400	7.58
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	7,987,600	6.33
株式会社みずほ銀行	4,117,803	3.26
株式会社三井住友銀行	4,080,454	3.24
株式会社三菱UFJ銀行	3,833,906	3.04
日本土地建物株式会社	3,207,500	2.54
ダイフク取引先持株会	3,195,322	2.53
日本生命保険相互会社	2,745,767	2.18
PICTET AND CIE (EUROPE) SA, LUXEMBOURG REF: UCITS	2,484,700	1.97
株式会社日本カストディ銀行(信託口7)	2,406,200	1.91

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

1. グループ経営に関する考え方及び方針

当社は2021年7月7日現在において、株式会社コンテック(以下「コンテック」)を上場子会社として有しています。

上場子会社を有するうえでの基本方針は、

・上場会社としての独立性を尊重する

・株主平等の原則に反する行為は行わない

ことを柱として、上場子会社の一般株主の利益にも十分配慮しています。

一方、企業価値の一層の向上を図るため、昨今の親子上場に対する株主・投資家の関心の高まりも勘案し、より効率的なグループ経営体制を構築していくことが求められていると認識しています。

2. 上記方針を踏まえた上場子会社を有する意義

1) コンテックを子会社として有する理由

当社グループの業態は、プラントの製造・工事・サービスを主体にしています。近年は案件の大型化に伴い、仕様を確定させて受注を計上するに至るまでに相応の期間を必要とするようになりました。また、工事完工までの施工期間も1年を超えるケースが増加しているため、多額の運転資金が必要になっています。

これに対して、コンテックはデバイス製品を代理店経由で販売することが多く、プラント事業に比べて、手間、期間、運転資金が少なく済みます。

当社グループは、プラント事業を中心にしつつも、併せてデバイスも手掛けることが経営の安定性につながると考えているため、現状の事業ポートフォリオを維持することが当社グループの企業価値の最大化に資すると判断しています。

2)コンテックを上場子会社として維持することの合理的理由

コンテックは、上記外販事業を手掛ける一方で、ダイフクに対してマテリアルハンドリングシステムに不可欠な電子製品を供給しています。これらの製品は、長年にわたる高度なノウハウを基に、企業秘密を保持しながら開発を進めていく必要上、上場会社として、コンテックがガバナンスやセキュリティ等の厳格な規律が求められていることは、当社グループの企業価値の維持・向上に繋がると判断しています。

なお、当社グループは、取締役会等において、コンテックを上場子会社として維持することの合理性について論議し、その合理性の有無を客観的に確認しています。また、上場子会社との間で、グループ経営に関する考え方及び方針として記載されるべき内容に関連した契約等はありません。

3.上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策

当社は、当社と上場子会社の一般株主との間に利益相反のリスクがあることを踏まえて、上場子会社としての独立した意思決定を担保するために、複数の独立社外取締役をコンテックの取締役に選任する等して、コンテックに対して、実効的なガバナンス体制の構築と運用を促します。

また、リスク管理上必要な事項についての事前協議を求めていることとしています。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	25名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
小澤 義昭	学者													
酒井 峰夫	他の会社の出身者													
加藤 格	他の会社の出身者													
金子 圭子	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

小澤 義昭	<p>桃山学院大学経営学部教授を兼任しています。</p> <p>当社の会計監査人であるあらた監査法人(現 PwCあらた有限責任監査法人)の代表社員でしたが、2012年9月に同監査法人を退所され、その後、当社とは一切の取引がなく、独立性に影響を及ぼす関係ではありません。</p>	<p>財務および会計に関する相当程度の知見、海外駐在の経験を生かし、大学教授として会計学を教えています。取締役会において、豊富な経験と幅広い見識から経営の透明性確保と経営への監視・監督機能を高めるため、かつ、グローバル化を進める当社グループにあって、専門的見地からの助言・提言を行っています。また、諮問委員会では、独立した客観的な立場から、会社の業績等の評価を役員の指名・報酬委員会に反映させるなど、経営陣の監督に努めています。</p> <p>当社との人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係がなく、独立・客観的な立場で社外取締役としての任務を全うできる人物。</p>
酒井 峰夫	<p>2018年3月まで兼松エレクトロニクス株式会社で代表取締役会長最高経営責任者、2019年6月からは同社の顧問でした。同社と当社の間には取引があるものの、その取引額は同社および当社のいずれにおいても連結売上高の1%未満と僅少となっています。</p>	<p>兼松エレクトロニクス株式会社で代表取締役会長最高経営責任者を務めるなど、企業経営における豊富な経験と幅広い見識を有しており、取締役会において、豊富な経験と幅広い見識から経営への透明性確保と経営監視・監督機能を高めるため、助言・提言を行っています。また、諮問委員会では、独立した客観的な立場から、会社の業績等の評価を役員の指名・報酬に反映させるなど、経営陣の監督に努めています。</p> <p>当社との人的関係、資本的関係、または取引関係その他の利害関係がなく、独立・客観的な立場で社外取締役としての任務を全うできる人物。</p>
加藤 格	<p>2020年4月より立教大学法学部客員教授を兼任しています。</p>	<p>三井物産株式会社や、三井石油開発株式会社で執行役員を務めるなど、企業経営、特に安全・ESG、更にコンプライアンスおよび内部統制分野における豊富な経験と幅広い見識を生かし、大学で法学を研究しています。取締役会において、企業法務に関する視点から経営の透明性確保と経営監視・監督機能を高めるため、助言・提言を行っています。また、諮問委員会では、独立した客観的な立場から、会社の業績等の評価を役員の指名・報酬に反映させるなど、経営陣の監督に努めています。</p> <p>当社との人的関係、資本的関係、または取引関係その他の利害関係がなく、独立・客観的な立場で社外取締役としての任務を全うできる人物。</p>
金子 圭子	<p>アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業に所属しています。当社から同事務所へ個別案件を業務委託することはありませんが、同事務所と当社は顧問契約を結んでおらず、その取引額は同事務所および当社のいずれにおいても連結売上高の1%未満と僅少となっています。</p>	<p>商社での実務経験や大学院准教授等の経験を有し、弁護士として、企業買収、会社の取引や経営、資源エネルギー規制等の分野で活躍。取締役会において、専門的見地から経営への透明性確保と経営監視・監督機能を高めるため、助言・提言を行っています。また、諮問委員会では、独立した客観的な立場から、会社の業績等の評価を役員の指名・報酬に反映させるなど、経営陣の監督に努めています。</p> <p>当社との人的関係、資本的関係、または取引関係その他の利害関係がなく、独立・客観的な立場で社外取締役としての任務を全うできる人物。</p> <p>アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業の方針により、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての指定は行いませんが、当社が定めた独立性判断基準をすべて満たしており、当社としては独立性が十分確保されていると判断しています。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
--------	--------	---------	----------	----------	----------	--------	---------

- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
相原 亮介		相原法律事務所弁護士を兼任していません。2016年3月まで森・濱田松本法律事務所に所属していましたが、同事務所と当社とは委任契約関係があるものの、同氏が当社の委任案件に関与したことはなく、当社と同事務所との間における取引額は、同事務所の年間収入および当社連結売上高のいずれにおいても1%未満と僅少となっています。また、2016年4月以後に同氏が所属する相原法律事務所と当社とは一切の取引が存在していません。	コーポレート・ガバナンスやコンプライアンスを長年専門としてきた弁護士。経営全般にわたり、弁護士としての専門的見地から経営の適法性確保と経営監視・監査機能を高めるための助言・提言を行っています。当社との人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係がなく、独立・客観的な立場で社外監査役としての任務を全うできる人物。
宮島 司		朝日大学法学部・大学院法学研究科の教授を兼任しています。	法学を専門とする大学教授で、学識経験者としてまた法学の専門家としての高い見識と幅広い経験から経営の透明性確保と経営監視・監査機能を高めるための助言・提言を行っています。当社との人的関係、資本的関係、または取引関係その他の利害関係がなく、独立・客観的な立場で社外監査役としての任務を全うできる人物。
和田 信雄		名古屋大学名誉教授・非常勤講師を兼任しています。	物性物理学の実験研究を専攻し、大学で長年教授を務めていました。学識経験者としての高い見識と幅広い経験から経営の透明性確保と経営監視・監査機能を高めるための助言・提言を行っています。当社との人的関係、資本的関係、または取引関係その他の利害関係がなく、独立・客観的な立場で社外監査役としての任務を全うできる人物。

【独立役員関係】

独立役員の数

6名

その他独立役員に関する事項

社外取締役の金子圭子氏以外の社外取締役・社外監査役は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しています。なお、金子氏は所属する法律事務所の方針により、独立役員としては指定しておりませんが、当社が定めた独立性判断基準はすべて満たしており、当社としては独立性が十分確保されていると判断しています。

【社外取締役および社外監査役の独立性判断基準】

当社は下記第1条から第5条のいずれにも該当しないことを社外取締役および社外監査役の独立性判断基準とする。

第1条

最近3年間に於いて、以下のいずれかに該当する者

- (1) 当社の主要な取引先となる企業等、または当社を主要な取引先とする企業等(1)の業務執行者
- (2) 当社もしくはその子会社と顧問契約を結ぶ法律事務所の弁護士であって、当社の法律事務を実際に担当していた者、または当社もしくは子会社の会計監査人もしくは会計参与であった公認会計士(もしくは税理士)もしくは監査法人(もしくは税理士法人)の社員、パートナーもしくは従業員であって、当社の監査業務を実際に担当していた者
- (3) 上記第(2)項に該当しない弁護士、公認会計士、または税理士であって、当社から役員報酬以外に多額(2)の金銭その他の財産を直接に受け取り、専門的サービス等を提供する者
- (4) 当社の主要株主(3)である企業等の役員および従業員

第2条

当社の子会社において現に業務を執行する役員および従業員である者、またはその就任前10年間に於いて同様である者

第3条

当社から一定額(4)を超える寄付または助成を受けている組織(公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等)の業務執行に当たる理事その他の業務執行者

第4条

上記第1条から第3条のいずれかに該当する者の配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族に当たる者

第5条

上記第1条から第4条で定めるところに該当しない者であっても、当社との関係で実質的な利益相反のおそれがあると認められる者

(注)

1: 当社が直近事業年度における当社の年間連結総売上高の2%以上の支払いを受けた取引先、または取引先のうち直近事業年度における当該取引先の年間連結総売上高の2%以上の支払いを当社より受けているもののこと

2: 過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上のこと

3: 議決権所有割合10%以上の株主のこと

4: 過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額のこと

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、短期業績連動報酬としての賞与および中長期の業績連動型株式報酬(株式給付信託(BBT)、非金銭報酬)により構成されます。

・業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針

当該割合は、当社の業績と株式価値の連動性を織り込んでいるため固定的なものではなく、他社水準を考慮し、諮問委員会の答申を踏まえ、決定します。

・業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由および当該業績連動報酬の額の決定方法

取締役の短期業績連動報酬としての賞与は、各事業年度の連結当期純利益額の一定の割合を原資として、資格・職位に応じて、基本配分と業績成果に応じた評価配分により分配し、毎年一定の時期に支給します。業績配分の指標に「純利益額」を選定した理由は、全役職員が一丸となって努力した成果を表す指標であるためです。

・非金銭報酬等に関する内容

役員に対する中長期の業績連動型の株式報酬制度である「株式給付信託(BBT)」を導入しています。

本制度は、職位毎の基準ポイントを設定しており、事業年度目標および中期経営計画の目標の達成度を、0.0~1.0の係数(4段階)で評価し、その結果によりポイントを付与し、退任時に累積ポイントに応じて当社株式および金銭を給付するものです。目標の達成度は、各事業年度については期初計画に対する純利益額および利益率の達成度、中期経営計画については前事業年度末までに公表された最新の経営目標項目(売上高、営業利益、ROE等)に基づき算出します。

本制度の導入により、役員の報酬と当社業績および株式価値との連動性をより明確にし、役員が株価上昇のメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献することを目的としています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

2020年度における取締役および監査役に対する報酬の内容は以下の通りです。

取締役(社外取締役を除く) 8名 総額409百万円(基本報酬164百万円、賞与182百万円、業績連動型株式報酬63百万円)

監査役(社外監査役を除く) 2名 総額52百万円(基本報酬31百万円、賞与21百万円)

社外役員 7名 総額90百万円(基本報酬90百万円)

2020年度において、報酬等の総額が1億円以上の取締役は下代博の1名のみでした。

下代 博(代表取締役社長) 総額119百万円(基本報酬55百万円、賞与45百万円、業績連動型株式報酬18百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

・取締役の報酬は、2006年6月に開催された定時株主総会で承認された取締役の報酬年額(700百万円)を限度として、その役割と業務にふさわしい水準となるよう取締役会決議で報酬基準を定めた「役員報酬および賞与内規」および「役員株式給付規程」に従って支給することを基本方針とします。

・業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、短期業績連動報酬としての賞与および中長期の業績連動型株式報酬により構成されま

す。

・監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うものとします。

・基本報酬は、職位別役員報酬年俸額を固定報酬とし、その水準は、他社水準を考慮しながら、資格・職位および当社の業績から総合的に勘案して、決定するものとします。

・役員の報酬等の額の決定過程における取締役会および委員会等の活動内容

取締役の報酬は、社外取締役と代表取締役で構成する諮問委員会の検討・答申を経て、基本報酬と賞与の総額を取締役会で年度ごとに決議します。個人別の報酬額については関連社内規程に基づき、代表取締役社長が具体的内容について委任を受けるものとします。

諮問委員会は、少なくとも代表取締役1名以上、社外取締役1名以上を含めた3名以上の委員で構成され、議長は社外取締役とします。2020年度は、社外取締役4名全員と代表取締役1名で構成されました。

・取締役の個人別の報酬等の内容に係る委任に関する事項

役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有するのは取締役会です。2020年度における取締役の個人別の報酬額については、「役員報酬および賞与内規」に基づき、代表取締役社長下代博が具体的内容の決定について委任を受けています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の月額配分額および各取締役の業績評価を踏まえた賞与配分額としています。代表取締役に権限を委任する理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ取締役個々の担当領域や職責を評価するには代表取締役が最も適しているからです。

当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役社長は諮問委員会の意見に沿って個人別の報酬額を決定しています。

・2020年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、上記記載の権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、諮問委員会が上記記載の方針に沿って検討した個人別の報酬の内容に関する答申を尊重して承認を行っているためです。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

当社では、社外取締役を補助する使用人は置いておりませんが、必要に応じて、監査本部およびコーポレート部門が職務を補助しています。また、社外監査役については、監査役監査の実効性を高め、監査職務を円滑に遂行するために設置した監査役室が、監査役の指揮下で監査役の職務を補助しています。情報伝達体制面では、ITやタブレット端末を活用し、取締役会資料を事前に迅速に提供することで、検討時間の確保に努めています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

1. 取締役および取締役会

当社の取締役会は取締役9名(任期は1年)で構成され、経営方針等の重要事項に関する意思決定を行っています。定例取締役会は毎月1回開催しており、必要がある場合は適宜臨時取締役会を開催し、2020年度は臨時取締役会を5回開催いたしました。

取締役会は、経営方針・経営計画やコーポレート・ガバナンス体制の決定等、取締役会規程に定めている重要事項以外は取締役および執行役員へ委任します。

さらに、当社は企業実務・法務・会計等に関する豊富な経験と幅広い見識を有する独立社外取締役を4名選任しており、各々の社外取締役は当社の経営全般について専門的見地からの助言・提言を行うとともに、経営の透明性を確保し、社内取締役による業務執行の監督を行っています。独立社外取締役は女性1名、企業経営経験者2名を含んでいます。取締役会の具体的な構成およびスキルマトリックスは、招集通知と有価証券報告書で開示しています。

<https://www.daifuku.com/jp/ir/stock/shareholders/>

<https://www.daifuku.com/jp/ir/library/statements/>

2. 監査役および監査役会

当社は監査役会設置会社であり、監査役会は監査役4名で構成されています。そのうち3名は社外監査役です。2020年度は監査役会を6回開催いたしました。

監査役および監査役会は、株主に対する受託者責任を認識し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、取締役の職務の執行の監査、会計監査人の選解任ならびに不再任に関する株主総会に提出する議案の決定などについて、「監査役会規程」「監査役監査基準」「内部統制システムに係る監査の実施基準」を定め、その職責を果たしています。

3. 諮問委員会

当社は、取締役・監査役・執行役員・監査役員の指名・選解任・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、任意の「諮問委員会」を設置しています。本委員会は代表取締役1名、社外取締役4名で構成し、年3回以上開催します。なお、決議過程の透明性を確保するため、本委員会の議長は社外取締役が務めており、2020年度は6回開催いたしました。

4. その他の機関等

当社は、経営の重要テーマに対して協議するべく、「経営会議」を開催しています。取締役および監査役が出席し、必要に応じ外部専門家にも意見を求めています。経営会議は適宜に社長が招集しています。

次に、当社は「執行役員制度」を導入しています。これは、

- 1)取締役の人数を減員し、業務執行の意思決定の一層の迅速化を図るとともに、より活発な議論を通して、取締役会を一層活性化させること
- 2)業務に精通した人材を執行役員として登用し、権限を委譲のうえ業務執行を行わせることにより、機動的かつ効率的な業務運営を行うことを目的とするものです。また、執行役員制度の導入に伴い、当社は「役員会」を設け、取締役全員、執行役員全員、監査役等が出席して合議することといたしました。これは定例取締役会に合わせて毎月開催しています。執行役員は、案件により取締役会および経営会議にも出席いたします。

さらに、全海外子会社のトップが出席して事業計画の共有と意見交換等を行うDaifuku Global Management Meetingを年1回開催しています(2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響でオンラインで開催)。

5. 責任限定契約

当社は会社法第427条第1項に基づき、社外取締役および社外監査役との間において、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令が定める額としており、当該契約が適用されるためには、社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないことが必要となります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社グループは、監査役会設置会社という基本構造のもと、経営の透明性、経営監視・監督機能を高める制度の導入や拡充を機動的に進めてきました。現状の企業統治体制は、当社グループの人員および事業の規模、内容などに即して適切であり、株主さまからの経営付託に応えることができていると判断しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第105回定時株主総会(2021年6月25日開催)の招集通知を2021年6月10日(開催日の15日前)に発送いたしました。招集通知の発送に先立ち、6月3日に東京証券取引所および当社のホームページにおいて招集通知の早期掲載を行いました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使(スマートフォンによるものを含む。)を行うことができます。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJの提供する議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	英文招集通知を東京証券取引所および当社のホームページに掲載するとともに、株式会社ICJが提供する議決権電子行使プラットフォームへ提供しています。
その他	ホームページへの招集通知、決議通知の掲載を行っています。また、株主総会において、事業報告の内容をグラフや写真を使用してビジュアル化し、より理解を深めていただける報告を行うとともに、同資料をホームページに掲載しています。 当社は、2021年6月25日開催の定時株主総会で、初めてバーチャル方式を導入しました。総会会場への来場を控えられた株主さまに、インターネットを通じて株主総会の様子をライブ配信したものです。議決権の行使や質問はできませんが、事前に質問を受け付け、関心の高いものは当日回答する運営方法としました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	適切な情報開示・透明性確保のため、ディスクロージャー・ポリシーを定めています。 (「ダイフク コーポレートガバナンス・ガイドライン」別添2参照。) https://www.daifuku.com/jp/ir/policy/governance/guideline/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	滋賀事業所内総合展示場の見学会を開催 (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2020年度は開催中止)	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年4回の決算説明会のほか、随時説明会を実施	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響で海外での開催は中止。随時、電話等によるミーティングを実施	あり
IR資料のホームページ掲載	ニュースリリース、決算短信、決算説明資料、報告書(株主通信)、招集通知、有価証券報告書、和英統合報告書、英文決算短信、和英コーポレートガバナンス報告書、英文決算説明資料、英文招集通知を掲載	
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレートコミュニケーション本部 IR室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

<p>社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定</p>	<p>ダイフクグループの社是・経営理念を実現するために、私たち(すべての取締役、役員および社員)が実践すべき行動のありかたを示した「グループ行動規範」を制定しました。私たち一人ひとりは、ダイフクグループの一員として職務を行うにあたり、下記の基本姿勢のもとでの行動規範を遵守し、誠実に行動します。</p> <p>基本姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私たちは、法令・社会規範や倫理に照らして、正しく行動します。 ・私たちは、事業活動のあらゆる局面において、なによりも安全を優先します。 ・私たちは、「日新」の気持ちを常に忘れず、たゆまぬ挑戦と変革を続けます。 <p>基本姿勢に則り、私たちはお客さま、お取引先、株主・投資家、社員、人、社会との関係において、その立場を尊重してまいります。</p>
<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>ESG/SDGsなど広範で社会的な課題・要請が高まる中、ダイフクグループのESG関連の課題に対してシンプル且つスムーズな経営の意思決定機関として、幅広く社会に貢献する取り組みを推進する「サステナビリティ委員会」を設置しています。</p> <p>また、国際社会の一員として次世代への環境責任を果たすため、2020年5月に「TCFD提言に基づく気候変動のリスクと機会について」開示しました。</p> <p>https://www.daifuku.com/jp/sustainability/news/2020/0529_01/</p> <p>当社は、2050年を展望した新たな環境ビジョン「ダイフク環境ビジョン2050」を策定しました。本ビジョンでは、2050年に「マテリアルハンドリングシステムが環境負荷ゼロで動く世界を目指す」を掲げ、2030年までの重点領域を「気候変動・エネルギー」「資源循環」とし、それぞれの目標を設定しています。</p> <p>https://www.daifuku.com/jp/sustainability/environmental-management/</p> <p>当社は、3カ年中期経営計画「Value Transformation 2023」と「サステナビリティアクションプラン」を経営戦略の両輪と位置付けています。</p> <p>「サステナビリティアクションプラン」は、SDGsに沿って「スマート社会への貢献」「製品・サービス品質の維持向上」「経営基盤の強化」「人間尊重」「事業を通じた環境貢献」の5つのテーマを設定し、それぞれのテーマに関連する18のマテリアリティを特定するとともに、3カ年の行動計画を定めています。</p> <p>https://www.daifuku.com/jp/sustainability/management/plan/</p> <p>2014年4月より「健全なグローバル化」「持続可能な社会」の実現を図る国際的な取り組みである「国連グローバル・コンパクト」の趣旨に賛同し、参画しています。なお、CSR活動につきましては、当社ホームページをご参照ください。</p> <p>https://www.daifuku.com/jp/sustainability/</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>ステークホルダーへの情報提供について、グループ行動規範において定めています。</p> <p>なお、グループ行動規範は、当社ホームページをご参照ください。</p> <p>https://www.daifuku.com/jp/company/policy/code/</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【内部統制システムに関する基本的な考え方】

確固たる内部統制システムの確保が、コーポレート・ガバナンスの実効性を高め、ひいては企業の信頼性と業務の効率性・有効性を高めることを認識し、法令遵守・リスク管理・資産保全・財務報告の信頼性確保を図ってまいります。

【内部統制システムの整備の状況】

内部統制システムの構築に関して、取締役会で決議した内容の概要は以下の通りです。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役は、法令、定款および社内諸規程の遵守を目的とした「グループ行動規範」を率先垂範するとともに、その周知徹底を図ります。
- 2) 全取締役・執行役員を委員とするコンプライアンス委員会を設置し、企業活動における法令遵守、公正性、倫理性の意識の浸透と向上を図ります。
- 3) 業務執行ラインから独立した監査本部が、法令、定款および社内諸規程の遵守状況を監査します。
- 4) 企業活動に伴うリスクを早期発見し、重大な問題を未然に防ぐため、内部通報制度を整備・運用します。
- 5) その他、当社グループ内における重要な課題を組織横断的に解決するため、各種委員会を設置・運営します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

株主総会議事録・取締役会議事録をはじめ、取締役の職務の執行に係る記録等については、文書管理規程およびその他社内諸規程に則り適切に保管および管理します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社グループにおける経営目標の達成に影響を与えるリスクを認識・評価し、そのリスクを適切にコントロールするための社内体制を整備します。
- 2) 「リスクマネジメント規程」に則り、リスクアセスメントを実施し、事業活動に影響を与えるリスクの軽減と極小化および有事の際の体制強化を推進します。
- 3) 情報セキュリティに関する規程を制定し、情報セキュリティの維持・管理に必要な体制、推進組織の機能・権限、情報資産の取扱方法などを定め、当社グループが保有する情報資産の保全を推進します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役会は、役員・従業員が共有する当社グループ全体の経営目標・経営計画等を定め、その浸透を図ります。
- 2) 当社は執行役員制度を採用する。取締役会は一定の経営上の意思決定を執行サイドに委ね、取締役会が決定した経営目標に対し執行役員は自部門の具体的な目標および施策を策定し、達成に向けて迅速に業務を執行します。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社グループに共通の「グループ行動規範」に基づき、当社グループの役員・従業員が法令、社内諸規程および社会規範を遵守し誠実に行動することを促進します。
- 2) 当社は「グループガバナンス規程」の適切な運用を実現するべく「子会社担当役員」を選任し、これら担当役員を通じて国内外子会社の経営全般に対する指導・助言等を行い、当社グループ全体の業務の適正を確保します。
- 3) 監査本部は業務執行ラインから独立した立場で、当社グループにおける内部統制システムの整備状況および運用状況の適切性を監査します。
- 4) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える勢力・団体には法令に基づき、グループ全体で毅然と対応します。また、グローバルレベルでの法令違反リスクに対応するため、贈賄防止規程等の整備・周知に取り組みます。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人として監査役室を設置します。
- 2) 当社は、監査役室および監査本部の人事について、監査役会の意見を尊重します。また当社は、監査役室の独立性に配慮し、当該使用人に対する指示の実効性の確保に努めます。

7. 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

- 1) 当社および子会社の取締役および使用人等は、次に定める事項を監査役会に報告します。
 - (1) 当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - (2) 毎月の経営状況として重要な事項
 - (3) 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
 - (4) 重大な法令または定款違反
 - (5) その他コンプライアンス上重要な事項
- 2) 当社グループでは、取締役および使用人等の監査役への報告、情報提供を理由とした不利益な処遇は、一切しません。
- 3) 監査役や監査役室、監査本部のメンバーは、子会社の取締役会その他重要会議に参加し、情報収集に努めることにより、監査の実効性を確保します。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役会規程で定めるところにより、監査役会は代表取締役等と監査上の重要課題などについて定期的に意見交換会を開催します。
- 2) 監査役は、監査本部から監査計画と監査結果について定期的に報告を受け、必要に応じて調査を求めます。
- 3) 監査役は、監査役室を指揮し、監査の実効性を高め、監査職務を円滑に執行します。
- 4) 監査役および監査役会は、会計監査人と定期的に会合をもち、緊密な連携を保ち実効的かつ効率的な監査を実施します。
- 5) 監査役会は、監査の実施にあたり、法律・会計の専門家の活用等の必要な費用につき、その前払いや償還を当社に求めることができます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える勢力、団体には法令に基づき、毅然として対応いたします。その旨を当社の「グループ行動規範」に定め、すべての社員（取締役、役員を含む）に周知徹底しています。

また、当社は、警察および企業防衛対策協議会等の関連機関から不当要求等への適切な対応方法や関連情報の収集を行っており、さらに事案の発生時には、同機関や顧問弁護士とコーポレート部門並びにコンプライアンス委員会が緊密に連携して速やかに対処できる体制を構築しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

当社グループは、法令に基づく開示を適切に行うことはもちろん、法令に基づく開示以外の情報提供にも積極的に取り組み、公正かつ透明性の高い経営の実現を目指します。

・開示委員会は、決算情報・決定事実・発生事実の3つの場合に応じて適時開示を行います。災害などの発生時には、リスクマネジメント関連部門と連携します。

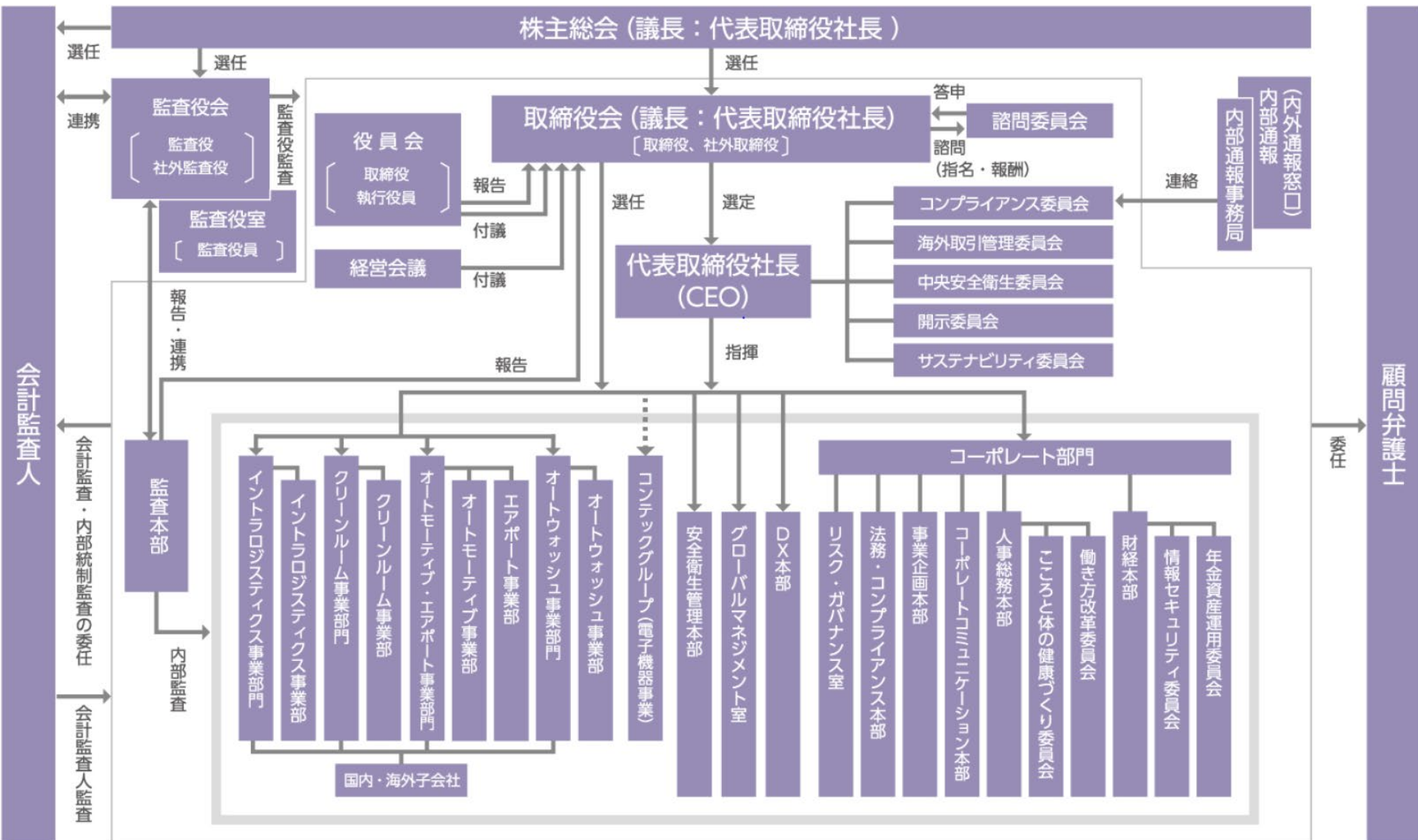
【コーポレート・ガバナンス体制】

コーポレート・ガバナンス体制については、次頁の模式図をご参照ください。

・2021年4月主な変更点

- 1.DX(デジタルトランスフォーメーション)を重要課題と位置付け、全社横断的な組織として社長直轄の「DX本部」を新設いたしました。
- 2.人材の流動性を高めるとともに、関連する現地法人の最適地生産体制を構築し事業運営の効率化を図るためオートモーティブ事業部門とエアポート事業部門を統合し、「オートモーティブ・エアポート事業部門」といたしました。
- 3.管理系各本部の連携を強化するため、各本部を統括する「コーポレート部門」を新設いたしました。また、コーポレート部門直下に当社グループ全体のリスク管理体制を強化するため「リスク・ガバナンス室」を新設いたしました。

【コーポレート・ガバナンス体制模式図】



【適時開示体制図】

